

# 東洋学報 第九十卷第三号 平成二十年十一月

論  
説

## 清仏戦争前夜における清朝中央の外交政策決定過程

大坪慶之

はじめに

従来の中国近代政治史研究、とりわけ清朝中央における政策決定過程を対象とした研究は、公開された公文書（皇帝の上諭、皇太后の懿旨、臣下の上奏文など）を駆使し、政策決定過程のうち公式の記録に残された部分を中心にして研究してきた。<sup>(1)</sup>これに対し筆者は、主たる史料に官僚の日記・書簡を利用して、政策決定過程を公文書には記録されない水面下の動きも含めて復元し、それに分析を加えるという研究を現在進めている。<sup>(2)</sup>それにより、政策決定の舞台裏の動き（原案を構想したのは誰か、政策決定に至るまでの過程で如何なる根回しや駆け引きが行われたか、また誰がそれを主導したか等々）にまで迫る分析を行うことが、一定程度可能となつた。

本稿が対象とする十九世紀後半の清朝では、幼少の皇帝に代わり東西の両皇太后（光緒七（一八八一）<sup>(3)</sup>年の東太后

死後は、西太后のみ)が政務をみる垂簾聽政が断続的に実施された(一八六一～一九〇八年)。垂簾聽政期は、第十代皇帝同治帝(在位：一八六一～七四年)の生母である西太后が強い権力を握っていた、と一般的に言われている。また垂簾聽政の開始当初は、同治帝の叔父である恭親王奕訢が、軍機處・總理衙門の双方を主宰し、兩太后による政策決定を助けたと概説されている。一八六〇年代半ばになると、西太后と恭親王との間に確執が生じるようになり、最終的には西太后が、光緒十(一八八四)年の北京政變<sup>(4)</sup>によって、彼を失脚に追い込む。そして先行研究は、政變後、恭親王に代わり、第十一代皇帝光緒帝(在位：一八七四～一九〇八年。西太后の甥)の生父である醇親王奕譞が、政界に重きをなすようになったと考えている<sup>(5)</sup>。しかし、西太后と恭親王・醇親王各々との関係の実際、恭親王・醇親王のそれぞれが、個々の政策決定過程に如何に関与したか等については、実証的に証明されているわけではない。

以上のような研究状況に鑑み、本稿ではまず、外交政策の決定過程を、公文書からは窺えない動きも含めて可能な限り復元する。そして、醇親王の活動の検討を通じて、政策決定の舞台裏を考察することにしたい。これにより、北京にある軍機處・總理衙門と外交交渉の担当者との間で行われた公文書のやり取りに比して、未解明な部分が多く残されている清朝中央における外交政策の決定過程が、具体像を伴う形で浮かび上がってくるだろう。考察にあたっては、光緒十年四月(一八八四年五月)に、清仏開戦を回避すべく、フランス海軍中佐フルニエと直隸總督兼北洋大臣の李鴻章との間で行われた和平交渉を行った過程を取りあげる。

この過程の考察に有用な史料としては、『翁同龢日記』が挙げられる。著者の翁同龢は、垂簾聽政下で軍機大臣・戶部尚書などを歴任した人物である。そして一八八〇年代半ばは、工部尚書を務めると同時に、光緒帝の教育係で

ある毓慶宮行走の任にも就いていた。この日記には、翁同龢の地位とも関係して、朝廷で起こった出来事が、他の日記に比べて多く記されている。しかし、記述が簡略化されているため、これまでに内容を充分に理解したうえでの利用が困難であった。

しかし、近年『樸園越議』が出版されたことにより、このような状況が好転した。<sup>(6)</sup>『樸園越議』は、翁同龢に宛てられた清仏戦争に関する書簡、とりわけ醇親王（号は樸園）が発信したものを中心に、翁同龢が自ら整理・編集したものである。収録されている書簡は、光緒九年五月二十九日～光緒十一年三月二十一日の間にやり取りされた計百十四通である。そして醇親王が発信した書簡には、彼が軍機大臣との間で交わした会話の内容や、自身の考えが綴られている。そのため『樸園越議』を、『翁同龢日記』と併せて利用すれば、公文書が作成される段階での醇親王や軍機大臣など清朝中枢の動きが見えてくると思われる。

## 第一章 李・フルニエ交渉に到る過程

光緒八（一八八二）年、フランス軍がハノイを占領、それに対して清も出兵し、以降、清・仏両軍は北ベトナムで一触即発の状態となる。この事態に李鴻章は、駐清フランス公使ブーレ、その後任のトリクーと相次いで和平交渉を行うも、いずれも失敗に終わる。このような状況のもと清軍は、ベトナム北部のソンタイ・バクニンにおける軍事衝突で、フランス軍に相次いで敗戦する。<sup>(7)</sup>そして光緒十年三月（一八八四年四月）、香港にいたフルニエが、海關稅務司デトリングを通じて、天津の李鴻章に、私見として紛争解決のための条件を提示していく。フルニエによ

る条件提示から、同年四月十日に、交渉方針を記した上諭が李鴻章に降されるまでの経緯については、従来、関連する公文書を収録する史料集を利用した考察がなされてきた。<sup>(8)</sup>そこで本章では、先行研究をまとめつつ、公文書から見えるこの間の動向を整理することにしたい。

三月二十三日、李鴻章は、フルニエから紛争解決に関する申し出があつたことを、北京の総理衙門へ電報で知らせる（同日着。①李電報と呼ぶ）。この①李電報には、フルニエが示した条件に関する言及はなく、詳細は後日書簡にて総理衙門に送る、とだけ書かれていた。<sup>(10)</sup>そして二十五日、李鴻章は詳しい条件を記した書簡を発送する（④李書簡と呼ぶ<sup>(11)</sup>）。

二十五～二十七日の出来事の推移を詳しく述べた研究には、次の二つがある。第一に邵循正は、日付を示しつつ次のように記す。二十五日に総理衙門が①李電報を上奏し、それを受けた西太后が、李鴻章にフルニエの申し出への対応策を覆奏するよう上諭を降す。そして即日、その上諭が軍機處から李鴻章に送られる（③上諭と呼ぶ）。そこでは、光緒九年に、服喪中の李鴻章に広東でベトナム問題にあたるよう命じた際、彼が上海でトリクー公使と交渉して事態の悪化を招いたことに触れられる。その上で李鴻章に、今回は同じ轍を踏まず速やかに対処し、かつ「既に別に後患を貽さず、仍ほ稍かも國體を失せざらしめ」<sup>(12)</sup> るよう指示される。そして二十七日、交渉を許可する西太后の諭旨を引用した電報が、軍機處から李鴻章に送られる（⑤軍電報と呼ぶ<sup>(13)</sup>）。この部の研究は、総理衙門が④李書簡を受け取り、フルニエの申し出の詳細を確認したことについては言及しておらず、交渉条件に関する言及のない①李電報をもとに交渉が許可されたとする点で、疑問が残る。

第一に Eastman は、日付を明示していないが、次のように事態が推移したと考えている。まず④李書簡が総理衙門に届く。次に、醇親王と軍機大臣は、フルニエの提示した条件を基礎として李鴻章に交渉させることで意見の一致を見る。西太后は、醇親王らの意見に怒りを抱くが態度を軟化させ、⑤軍電報が李鴻章に送られる、である。そして、③上諭には言及していない<sup>(14)</sup>。ここで Eastman は、醇親王・軍機大臣が意見の一致をみたこと、西太后が態度を軟化させたことに関する史料的根拠を示していない。記述内容から、後掲の史料3を分析した結果である可能性が高いと思われるが、後述の如く史料3には③上諭についての記述も見られ、Eastman の考え方通り事態が推移したか否かは、再検討を要しよう。

④李書簡が実際に総理衙門に到着し、軍機處等へ回覧されるのは、発送から二日後の二十七日である。それは軍機處が、送られてきた書簡の整理時につけた日付から確認できる（註（11）参照）。④李書簡の内容については、坂野正高によるまとめが存在する。それによると、フルニエが提示してきた紛争解決の条件は、次の四点であった。一つ目は、トンキンの支配権を清仏間で南北に分割すること、二つ目は、華南との通商を開くこと、三つ目は、当時駐仏公使であつた曾紀沢の任を解くこと、そして四つ目は、賠償金の支払い及びそのための保障占領である。この四条件に加え李鴻章は、④李書簡にて、曾紀沢を駐仏公使から解任すべきこと、フルニエとの交渉に応じるべきことの二点を献策する<sup>(15)</sup>。これに対して軍機處から李鴻章に送られた⑤軍電報の内容は、次の通りである。

史料1 『清光緒朝中法交渉史料』卷十三、二十五葉裏、〈四三九〉軍機處寄李鴻章電信、光緒十年三月二十七日（一

八八四年四月二十一日<sup>(16)</sup>

來信ありて進呈するに、奉けたる旨に「事は行ふべきに屬すれば、その講解するを許す」とあり、此れを欽しめり。望むらくは、この意を將つて電もて福魯フルニエに知らしめ、並せて十餘日を展期するを。貴處（李鴻章）の將に二十五日に交せられて議覆せんとする奏の到りし時を俟ちて、會議して旨を請ひ、即ちに電知を行はん。簡明條約（和平に関する条約）は、「天」津に在りて定むるべし。（中略）希酌するに、總じて國體を損なふことなきを以つて要と爲すを。曾大臣（駐仏公使曾紀沢）は本より連任に係り、年限も屆滿なれば、留撤は内酌に由るを俟たん。三月二十七日。

⑤軍電報では、最初に④李書簡を受けての西太后の諭旨が引用され、フルニエと和平交渉を行うべきとする李鴻章の献策の一つが認められていた。それに加えて、軍機處から李鴻章に以下のような指示が与えられる。まず一つ目は、和平交渉を行うのが西太后の意思であることをフルニエに伝え、さらにフルニエの提案への回答期限を延期することである。これは④李書簡に、フルニエが八日と期限を切つて回答を待つてゐるため、もし廷議を開いてから交渉を許すと、いうのであれば、先にその旨の回答が欲しいと記されていたことによるものである。<sup>(17)</sup>二つ目は、③上諭で指示した李鴻章の覆奏が、北京に到着次第「會議」<sup>(18)</sup>廷議を開き、西太后の判断を仰いだうえで、それを李鴻章に電報で知らせることである。三つ目は、和平交渉を天津で行うことである。加えて、交渉の全体を通じて、国との体面を損なわないようにするよう記されている。最後の四つ目は、駐仏公使曾紀沢の解任は、フランスの要求を呑むのではなく、彼の任期満了が近いことをふまえ、あくまで清側の事情により行うことである。

四月四日、總理衙門の上奏を経て、曾紀沢が駐仏公使から解任される（駐英公使は留任）。しかしその解任は、駐

独公使の交代にあたり、駐英公使が兼任していた駐仏公使を、今後は新駐独公使に兼任させる、という方法が取られた<sup>(19)</sup>。つまり曾紀沢を更迭せず、制度変更を行つて、彼の駐仏公使の任を解いたのである。

四月六日、李鴻章からの覆奏が北京に到着する。そこで李鴻章は、和平交渉を行うべきであると論じ、交渉方針について明確な訓令を出すよう希望していた<sup>(20)</sup>。そして即日、廷議の開催が命じられる<sup>(21)</sup>。これに加えて、廷議の参加者・開催場所等に関する具体的に命じた三つの懿旨も同時に降される。その一つ目は、廷議の参加者を官名で指示したもの、二つ目は、一つ目の懿旨とは別に、醇親王に対し廷議への参加を命じたものである<sup>(22)</sup>。これらの懿旨から坂野正高が指摘するように、廷議の参加者は、御前大臣・軍機大臣・總理衙門大臣・大學士・六部・九卿・翰詹科道に、醇親王が加えられていたことが分かる<sup>(23)</sup>。そして三つ目として、以下のような懿旨が降される。

史料2 『中法越南交渉檔』三（七九〇）光緒十年四月初六日（一八八四年四月三十日）<sup>(24)</sup>

（前略）本日奉けたる旨に「李鴻章の『旨に遵ひて覆陳せるの一摺』を會議するは、經に本處（軍機處）奏准して、初八日の午刻に内閣に在りて會議し、初十日に覆奏せしむるを定む。所有の會議の摺件は、應に總理各務事務衙門より主稿すべし」とあり。（後略）

これは軍機処が、西太后から受け取った懿旨を總理衙門に転送したものである。それによると、三月二十七日には決められていた廷議の開催が、軍機処の奏請を受ける形で、四月六日に關係各衙門に正式通達されていたことが分かる。そして、開催日時は二日後の四月八日午後十二時、場所は内閣と具体的に示されていた。また廷議の結果についても、總理衙門が上奏文を作成したうえで、さらに二日後の十日に提出するよう命じられた。

四月八日、予定通り廷議が開催される。ただし、首席総理衙門大臣兼御前大臣の貝勒奕劻は、開始前に退散しており、廷議には参加しなかつた。<sup>(25)</sup>

廷議が開かれた二日後の四月十日、懿旨で命じられた通り廷議の結果が上奏される<sup>(26)</sup>。上奏文は、廷議への参加を命じた懿旨に対応して、一つ目に醇親王のものがあり、そこには交渉はやむなしとする一方、実際に取る行動については軍機大臣と相談のうえ、別途具申するとある。二つ目に総理衙門が起草し、廷議で約百六十名の参加者が署名した上奏文（主稿）がある。それは筋としては決戦だが、李鴻章に命じて経過を隨時報告させ、指示を受けつつ交渉を進めさせるよう請願している。ただし、李鴻章の求めた交渉方針を明確にした訓令については、具体的な記述が見られない。この他、二つ目の上奏文に署名しなかつた三十名による別奏十九件も提出される。別奏の中には強硬論も見られたが、多くは和平交渉をやむなしとしつつ、交渉における妥協を危惧していた。

上奏を受けた西太后は、即日、主稿にのみ言及したうえで、具体的な交渉方針を含む訓令を示しつつ、和平交渉を進めるよう李鴻章に命じる<sup>(27)</sup>。その重要な点は、ベトナムが清の朝貢国である建前を堅持する、賠償金は払わない、雲南との通商はベトナム領内でのみ認める、であった。そして四月十七日、北ベトナムにある清軍の即時撤退、フランスは賠償金を求める、清はフランス・ベトナムとの国境貿易を認める、という内容を持つ協定が調印される。李・フルニエ交渉に到る過程を先行研究に拋りつつ整理すると、以上のようなになる。そして未解決の問題として、次の三点が指摘できる。一点目は、三月二十五日に④李書簡が発送されてから、二十七日に⑤軍電報が出されるまでの経緯である。一点目は、曾紀沢の駐仏公使解任が、不可解とも言える煩瑣な方法で実施された理由である。三

点目は、主稿には記述の見られない李鴻章への訓令を、四月十日の上諭に如何にして盛り込んだかである。以下では、これらの問題を分析していくことにしよう。

## 第二章 西太后による政策決定と召見

### 第一節 邸・諸公の協議と交渉の許可

西太后が⑤軍電報に引用された諭旨により、和平交渉を行うことを許可するに至る三月二十七日までの様子を、翁同龢は、日記に次のように記している。

史料3 『翁同龢日記』光緒十年甲申三月廿七日（一八八四年四月二十二日）<sup>(28)</sup>

（前略）法總兵（海軍中佐）福祿諾なる者、書を北洋（李鴻章）に致すに、畧言すらく分界して諒山等五城を譲るべし、兵費も亦た譲るべし、曾使（曾紀澤駐仏公使）を撤すべしと。法人甚だこれを惡めばなり。邸意は以つてこれに就きて轉圜すべしと爲し、諸公も議するに皆一轍なれば、昨の字寄（③上諭）、今の電寄（⑤軍電報）もて北洋に與ふるに、既にこれを申飭し、復た設法して國體を損なふことながらしめ且つ講說に與らしむるなり。聞するに天意も稍や回るに似たれば、將に北洋の覆到るを俟ちて廷議せん。

ここではまず、フルニエの提示した紛争解決のための条件が記されている。次に邸と諸公とによる協議が開かれ、③上諭・⑤軍電報が李鴻章に送られたとある。三番目に、③上諭・⑤軍電報の双方に書かれた「國體」に関すること、及び⑤軍電報のみにあつた「講說」、つまり交渉を許す旨が記されている。そして最後に、この頃西太后の意

思が変わつてゐるようであり、李鴻章の覆奏が到着次第、廷議を開くとある。⑤軍電報に引用された諭旨で、西太后が交渉を許可していたことから、彼女の意思是、この頃元来持つていた主戦から変化して、戦争回避に傾いたと考えられる。

この史料3に登場する協議は、開催日時ならびに参加者について明示されていない。協議では「邸」、つまりある一人の親王が主張した「これに就きて轉圜す」＝「この機に乘じて局面を開ける」という考えに諸公が同意する形で、意見がまとめられた。それを受け、③上諭・⑤軍電報が出され、李鴻章に和平交渉を進めるよう指示された。それでは、この協議はいつ開催されたのだろうか。また、協議での意見集約に重要な役割を果たしたと目される親王とは、誰なのであらうか。

史料4 『樸園越議』第一冊 四七「醇親王致翁同龢函第四十七」光緒十年甲申三月二十七日（一八八四年四月二十一日）、翁萬戈輯『中法越南之爭』（翁同龢文献叢編之四）、九五〇九六頁<sup>(29)</sup>

（前略）昨合肥（李鴻章）の電來たりて、彼の中に福祿諾なる者（兵官）あり。李（鴻章）と舊ありて、從中にて調處するを願ふ（劃界す、通商す、費を索めず、なり）。蓋し彼も亦た自ら持久すること易からざるを料る。故に一たび引きて不發の態を裝ひ、福（フルニエ）に藉りて轉圜し、利を得て即ちに下場するのみ。邊防の盡く靠すべからずして、華軍の屢しば敗れて支へ難きを揆度するに、姑らくこの擧を允さざるをえず。前に（廿五日）已に李（鴻章）に飭して全局を統籌せしめ（既に別に後患を貽さず、亦た稍かも國體を損なはざらしめよ云々とあるは、不才（私）醇親王）の添寫に係り、字字作到し難きを恐る）、日内に〔李鴻章の〕摺到るを俟

ちて、即ちに廷議に交すを請ひ、或ひはこれに従ひて、暫らく全局を定めん（今日「李鴻章の摺が」到れば、明日議し、大後日に復た奏す。……）。（後略）

これは醇親王が、三月二十七日に、翁同龢へ送った書簡である。ここで醇親王は、まず自らの主張として「福に藉りて轉圜」<sup>30</sup>、「フルニエを利用して局面を開闢」<sup>31</sup>すると記している。この主張は、「昨合肥の電」、つまり二十五日もしくは二十六日に届いた李鴻章からの電報（以下、②李電報と呼ぶ）により、フルニエが提示した紛争解決のための条件を知つたうえでのものだつた。次に、「前に〈廿五日〉已に李〔鴻章〕に飭して全局を統籌せしめ」という、二十五日に出された③上諭について記される。それへの小註からは、③上諭にあつた「既に別に後患を貽さず、亦た稍かも國體を失せざらしめよ」という表現は、醇親王が自ら書き加えたものだつたことが分かる。<sup>32</sup>これらのことと、史料3にある協議で一人の親王が局面を開闢するよう主張し、それを経て③上諭が出されたという記述と併せると、二十五日の経過は、次のようになる。まず②李電報が届き、醇親王が、フルニエの提示してきた条件を知る。次に協議が開かれ、そこで醇親王が和平交渉を行うよう主張し、諸公がその主張に同意する。最後に③上諭が出される、である。

醇親王は、⑤軍電報が出された後、翁同龢へ次のような書簡も送つている。

史料5 「樸園越議」第一冊 四八「醇親王致翁同龢函第四十八」光緒十年甲申三月二十九日（一八八四年四月二十四日）、『中法越南之爭』九七頁<sup>33</sup>

必ず<sup>ベトナム</sup>に在りて局を定むるに、一は則ち我向にその内政に預からず、一は則ち倘し<sup>フランス</sup>法の多く便宜を佔め、

清仏戦争前夜における清朝中央の外交政策決定過程

大坪

第九十卷 一二三五

越も願許するに係れば、我は退歩あり。鄙見はかくの如くして、丹（＝丹初。閻敬銘）は以つて然りと爲すも、青（＝子青。張子萬）なれば則ち甚だしくは許可せざるも、亦た別に他策なきなり。廿五日合肥（李鴻章）に廷寄す（未だ底子を錄有せず）。：（史料6へ続く）：

この書簡から、醇親王が軍機大臣である閻敬銘・張子萬と、ベトナム問題について話し合つていたことが分かる（閻敬銘は總理衙門大臣を兼任）。この話し合いが行われた場所・日時は、史料に記されていない。しかしそこでは、醇親王がベトナムでの事態を収束させることに関して意見を述べ、それに閻敬銘が賛成し、張子萬もとりあえずは従つていたことが分かる。そしてこの話し合いを経て、二十五日に李鴻章へ廷寄（③上諭）が送られたとある。一方、前述したように、醇親王は二十五日の協議で和平交渉を行うよう主張し、それに諸公が賛成していた。そして、その協議の結果を受けて③上諭が出されていた。ここから、醇親王が閻敬銘・張子萬に意見を述べたのは、二十五日の協議であることであり、かつ協議には、全員とは限らないにせよ、軍機処・總理衙門双方の大臣が参加していたと考えられる。

ここで李鴻章へ③上諭を送るにあたり、二十五日の協議結果が、西太后に報告された方法について考えよう。方法には、次の二つが想定される。一つ目は、協議の参加者による上奏である。二つ目は、協議の参加者が、西太后に会つて直接具申する召見である。一つ目の上奏については、管見の限り、そのような上奏文は見当たらない。また、協議が開かれたのと③上諭が出されたのは同日であり、上奏文を作成する時間的余裕はなかつたと思われる。したがつて、協議結果を報告する方法に、上奏は採用されなかつたと考えられる。

二つ目の召見については、その機会を日常的に得ていた人物として、軍機大臣の存在が挙げられる<sup>(33)</sup>。また二十五日に、軍機大臣以外に召見を受けた人物に、醇親王<sup>(34)</sup>がいた。醇親王・軍機大臣は、両者ともに協議に参加していた。

ここから、二十五日の召見で、醇親王・軍機大臣から、協議結果が西太后に報告されたと推測できよう。

報告を受けた西太后は、すぐには和平交渉を行うという決断をせず、まずは③上諭で李鴻章に、覆奏にてフルニエの申し出への対応策につき意見するよう命ずる。これは、元来主戦であった西太后が（史料3）、二十五日の召見の場では交渉を許可せず、決定を保留したことを意味する。しかし西太后は、李鴻章からの覆奏到着を待たずして、二十七日に交渉を許可する（⑤軍電報）。ここから、西太后が態度を軟化させ、交渉を行うという決定に至った背景には、二十五日の召見における醇親王らの報告があつたと考えられる。

本節での考察から、二十五日の経緯は、以下のようにまとめられる。まず②李電報が届く。次に、醇親王ら協議の参加者が、②李電報によりフルニエの提示した紛争解決のための条件を知ったうえで、和平交渉を行うことで意見の一致を見る。三番目に、その一致した意見を、醇親王・軍機大臣が召見を受けて西太后に報告する。最後に、醇親王らの意見を聞いた西太后が、和平交渉を行うか否かの判断を保留したまま、李鴻章に③上諭を出す、である。そして醇親王らは、二十五日の召見の場では西太后を説得できなかつたものの、二日後には、和平交渉を行うといふ彼女の政策決定を導くことに成功したのである。

## 第二節 曾紀沢の駐仏公使解任

フルニエが提示した条件の一つに、曾紀沢の駐仏公使解任があった。それは總理衙門の上奏を経て、駐仏公使を駐英公使の兼任から、駐独公使の兼任に変えるという、制度変更をもつて実現されることになる（第一章）。このような一見すると不可解にも思われる方法を取る必要が、なぜ生じたのだろうか。

三月二十七日、西太后は、フランスと和平交渉を行うことを許可する諭旨を降した（⑤軍電報）。これは、李鴻章からなされた二つの献策のうち、その一つを西太后が認めたことを意味する。しかし西太后は、この時点で献策の一つは認めたが、もう一つの曾紀沢の駐仏公使解任については明確な回答を出していなかつた。そして⑤軍電報の末文では、曾紀沢の解任は「内酌に由る」つまり国内事情に基づいて行うとされた。これについて醇親王は、三月二十九日に翁同龢へ送った書簡で、次のように述べている。

史料6 『樸園越議』第一冊 四八「醇親王致翁同龢函第四十八」光緒十年甲申三月二十九日（一八八四年四月二十四日）、『中法越南之爭』九七頁<sup>35</sup>

：（史料5より続く）……に日前の電覆一件（⑤軍電報）を將つて閱に附すれば、仍ほ見還を望む（法人は深く勘剛（曾紀沢）を惡むも、上（西太后）の意は、則ち彼の語に因りて輒ち撤することあたはざるを以つてす。故に電末（⑤軍電報）に云々云とあり）。三月廿九日

ここで醇親王は、西太后が、フランスによる曾紀沢の解任要求を呑むことに難色を示したため、⑤軍電報の末文を作成した、と述べている。それでは西太后が、曾紀沢解任に対する難色を口にし始めるのは、どの時点だったのだ

ろうか。曾紀沢解任については、(5)軍電報と同じ二十七日に、醇親王が翁同龢へ宛てた書簡（史料4）に何ら記述が見られず、書簡の発送までは問題が表面化していた様子が窺えない。ここから、西太后がフランスによる曾紀沢の解任要求への不満を口にし始めるのは、二十七日に醇親王が翁同龢宛の書簡を出して以降のことであると推測できる。そして、醇親王が書簡を送ると、(5)軍電報が出されるのが同日であることから、西太后が難色を示したのは、書簡が発送されてから(5)軍電報が出されるまでの間、おそらくは(5)軍電報に引用された諭旨を作成するために行われた、醇親王と軍機大臣への召見の場だったのだろう<sup>(36)</sup>。つまり二十七日は、醇親王が翁同龢に書簡を送る、召見で西太后が難色を示す、(5)軍電報が出される、と事態が推移したと考えられる。

西太后が難色を示したことにより、李鴻章の行つた二つの献策は、分離して処理されることになる。そして(5)軍電報では、交渉を許可した西太后の諭旨を李鴻章に伝えるとともに、曾紀沢の解任については、彼の任期満了が近いことをふまえ、国内問題として処理すると末文に記される。この後醇親王は、史料6に見られる如く、任期満了を利用する案に対する意見を翁同龢にも求めつつ、曾紀沢の具体的な解任方法を検討していくことになる。

一方、三月二十七日に(5)軍電報を受け取った李鴻章は、翌二十八日に海關稅務司デトリンゲと会談する。そして二十九日に、總理衙門へ書簡を発送する（(6)李書簡と呼ぶ）。書簡中で李鴻章は、会談で語られたデトリンゲの意見を列挙する。その主な内容は、駐仏公使の交代が任期満了に伴うものになれば、フルニエが清に不信感を抱くであろうこと、もしフルニエが清を疑つて交渉の席につかなければ、或いはフランスの軍艦が北上して脅しをかけ、それから曾紀沢を解任するならば、清の体面は失われるであろうこと、である。その上で李鴻章は、自身の考えを次

のよう書簡に記す。

史料7 『李鴻章全集』三十三、信函五「致總署 議易法使」光緒十年三月二十九日（一八八四年四月二十四日）、安徽教育出版社版、三八四頁<sup>(38)</sup>

（前略）〔李〕鴻章仍ほ未だ先に撤使を講ぜざるは行ふべからざると爲すを堅執す。<sup>アトリング</sup>德稅司辭去し、晚聞又た一函を送呈せらるるに、詞意は諄懇にして、上聞を壅ぐに未便なれば、謹みて照抄して奉閱し、應に如何に酌辦すべきの處、伏して迅速に裁奪し施行するを候つ。（後略）

⑥李書簡が北京に到着した日時は定かではないが、④李書簡が発送の一日後に到着していることから、同じく発送から一日後の四月二日に、北京に届いたものと考えられる。そして⑥李書簡に対して、軍機処から李鴻章に、次のような電報が送られる（⑦軍電報と呼ぶ）。

史料8 『清光緒朝中法交渉史料』卷十三、三十三葉表、〈四五一〉軍機処寄李鴻章信、光緒十年四月初一日<sup>(39)</sup>

廿九「日付けの」來信は「西太后に」進呈せり。總署は現ま擬するに出使德國李<sup>ドリッヒ</sup>〔鳳苞〕大臣をして暫らく法使を兼ねしむるを請ふを。李〔鳳苞〕大臣は期滿に届るを以つて、應に更換を行ふべきに縁れば、嗣後德・法兩國は、即ち一使を以つて兼容せしむるを請ふ。初四日に具奏するを定むれば、旨を奉けて後即ちに電知を行はん。曾〔紀沢〕大臣に至りては暫らく英・俄兩國の使務を辦理せしめ、薛福成等の〔北〕京に到りて酌定するを俟ちて後、即ちに更換を行はん。貴處は即ち此意を本として辦理すること可なり。

史料7・史料8をもとに、⑥李書簡の北京到着から、⑦軍電報を発するまでの経緯を整理しよう。⑥李書簡は、ま

ず總理衙門に届く。そこには、交渉を前に曾紀沢を駐仏公使から解任すべきであるという、李鴻章の意見が記されていた。そして李鴻章は、会談後にデトリングから送ってきた書簡の写しを参考に、速やかに対処するよう求めた。デトリングの書簡そのものは、管見の限り見当たらない。しかし、二十八日の会談におけるデトリングの発言、彼の書簡が⑥李書簡に添付されていることから、デトリングからの書簡は曾紀沢を解任しないと交渉できないという事態に陥り、それは清には望ましくない、という内容だったのだろう。

⑥李書簡への回答は、最終的に軍機處から李鴻章への⑦軍電報でなされる。その主な内容は、次の通りである。第一に、既に⑥李書簡を西太后に提出したことである。第二に、曾紀沢の駐仏公使の任を解き、暫定的に駐独公使の李鳳苞に駐仏公使を兼任させること、李鳳苞の任期満了後は、駐仏公使が駐仏公使を兼任する形で新公使を任命すること、である。第三に、上述の提案を四月四日に上奏し、正式決定を経て、李鴻章に電報で知らせることである。第四に、曾紀沢は引き続き駐英公使の任にあたらせ（兼任していた駐露公使も留任）、すぐには更迭しないことである。以上を李鴻章に知らせたうえで、第五に、交渉に向けては⑦軍電報をもとに、つまり曾紀沢の駐仏公使解任を前提に直ちに動いてよいとする指示が、軍機處から李鴻章に出される。これらの点は、上奏を前にその提案内容が西太后に報告され、かつ⑦軍電報を発する段階で提案を許可することが既決であつたことを意味しており興味深い。

ここで⑥李書簡を閲読し、⑦軍電報に記された解任方法の立案に関わった臣下側の人物について考えよう。まず、⑥李書簡を受信し、さらに四月四日に駐独・駐仏両公使の兼任を上奏することになる總理衙門大臣である。次に、

(7)軍電報を発した軍機大臣が挙げられる。三番目に、光緒十年の懿旨で軍機處への閥与が認められていた醇親王が、これに加わっていたと推測できる。史料6に見られた如く、醇親王が曾紀沢の解任に関して翁同龢に書簡を送つていたことも、その傍証となろう。最後に、書簡の往来を通じて、醇親王から意見を求められた翁同龢である。ただし翁同龢は、書簡の往来を除くと、彼の日記に具体的な活動に関する記述が見られないことから、あくまで醇親王に書簡で意見を求められた際に、返書するに止まつていたと思われる。これらの点から、中央において曾紀沢の解任に表立つて動いたのは、醇親王・軍機大臣・綜理衙門大臣、つまり三月二十五日の協議の参加者であり、それに翁同龢が、書簡のやりとりを通じて加わっていたと考えられる。

それでは、醇親王らは、如何にして立案した解任方法を西太后に報告したのだろうか。ここでも、報告の手段として上奏と召見の二つが想定できる。ただし今回は、四月四日に解任方法について正式に上奏し、西太后の懿旨をもらう手はとくなっていた(史料8)。したがつて醇親王らは、今回も西太后への報告に、上奏ではなく召見を選択したとみて間違いないだろう。そして、そもそも和平交渉を行うことを主張したのが醇親王だったこと(第二章第一節)、醇親王は翁同龢に書簡を送つていたことから、(7)軍電報の作成にあたつても、その中心には醇親王がいたのだろう。

以上のように、(6)李書簡を契機として、曾紀沢の解任方法が一気に具体化されていった。ただしそれは、醇親王らが、単純に李鴻章の要求を受け入れた結果だつたとは言えない。というのは、(7)軍電報に記された解任方法が、フランスの解任要求を呑んではならないという西太后の意向に、十二分に配慮したものだつたからである。そして、

このような煩瑣な方法を取つた背景には、既に交渉を行う許可を取り付けた以上、西太后が主戦に逆戻りしかねない危険を犯してまで、曾紀沢の解任をめぐり彼女と対立する必要はない、という醇親王らの判断があつたのだろう。つまり、一見すると不可解な曾紀沢の解任方法は、醇親王らが交渉を行うために、フランス側と接触する李鴻章の要求と、決定権を握る西太后との間で折り合いをつけた結果だつたと考えられるのである。

### 第三章 廷議の開催と醇親王の動き

四月六日、③上諭にて命じられた李鴻章の覆奏が北京へ到着する。そこで李鴻章は、和平交渉に応じるべきであるとしたうえで、交渉にあたつての明確な訓令を出すよう希望する。そして、廷議の開催を命じた上諭が降され、同時に総理衙門が主稿を作成し、それを廷議の結果として提出するよう命じられる。廷議が開催された二日後の四月十日、主稿提出を受けて、李鴻章への訓令が盛り込まれた上諭が降される。しかし、主稿には訓令に関する具体的な提案は見られなかつた。それでは李鴻章への訓令は、如何にして四月十日の上諭に組み込まれたのだろうか。

四月八日に開かれた廷議およびその後の様子について、醇親王は翁同龢への書簡で次のように記している。

史料9 『樸園越議』第一冊 四九「醇親王致翁同龢函第四十九」光緒十年甲申四月初十日（一八八四年五月四日）、  
『中法越南之爭』九九～一〇〇頁<sup>(40)</sup>

日來腹疾して祟を爲し、氣餒・身熱す、故を以つて暇すること三日を乞ふ。乃るに前日は集議あり、昨は復た摺を看たれば、從容して服薬するは僅かに一日なるのみ。譯署（総理衙門）の疏底は太空にして、竝<sup>けい</sup>つして

未だ條答せざれば、畫押せざるは卅人の多きに至り、紛呶門奇するは恵しむなくして、諒に須らく目迷五色なるべし。久しく坐するに頭暁たれば、遂に先に散出し、未だ宏論を聆せざるは歎甚なり。ここに另擬の摺稿を將つて〈前稿は暢ならず、故にこれに易ふ〉送閱するの外、十一條の另紙ありて、これを同事に證したれば、今日各おの另摺の發下されるを俟ち、擇要して鄙見を與へし彙單もて呈覽せん。(後略)

書簡の内容を、時系列的に整理してみよう。四月八日の廷議で、總理衙門はあらかじめ準備していた主稿の草稿を、参加者に提示する。そこに記された請願は空論であり、さらに總理衙門は参加者による質問に逐条答えられなかつた。そのため、主稿への署名を拒否する者が続出し、廷議は紛糾したという。そして醇親王は、体調不良のため途中退席する。ここから醇親王が、廷議の紛糾を招いた原因を、總理衙門の用意した主稿のまざさに求めていることが分かる。

四月九日、醇親王は上奏文を閲讀する。この上奏文は、史料9の内容が廷議に関連したものである点、醇親王は廷議を早退しており、署名され完成した主稿を前日に見ていないと考えられる点から、ここで完成済みの主稿を確認したと推測できる。その上で醇親王は、翌十日に、自らが提出予定の上奏文の草稿を翁同龢に提示する。その草稿は「前稿」に代えたものだつた。「前稿」については、『翁同龢日記』光緒十年三月廿九日に、「醇親王から書簡がきて、さらに上奏文の草稿を提示してきた。やはり講和を主とする「内容で」ある」とある。ここから「前稿」とは、三月二十九日の醇親王から翁同龢に宛てた書簡(史料5・史料6)に添付されたものだつたことが分かる。

四月十日の時点では醇親王は、「同事」<sup>(4)</sup>同僚に「十一條の另紙」を示すとともに、主稿に署名しなかつた者によ

る別奏に対し、自らの考え方を書き記した「彙單」を翁同龢に提示するつもりでいた。史料9には、「同事」とは誰を指すのか記されていない。また「另紙」そのものは、管見の限り見当たらない。しかし醇親王は、廷議後に提出した自らの上奏文の末尾に、交渉時にフランス側が無理難題を押し付けてきた場合の対処法等について、「独断では遺漏なく考究できないので、後に軍機大臣と専心に相談し、條目ごとに分けて、西太后のご覧にいれることになるでしょう」と記している。ここから、「同事」とは軍機大臣であり、「十一條の另紙」は、上奏文にある條目の原案であると考えられよう。

それでは醇親王が、自らの上奏文を書き換えて提出した理由はどこにあったのだろうか。醇親王は、総理衙門が作成した主稿の内容を問題視していた。このことは、訓令に関する具体的な提案のない主稿は、醇親王にとって修正を必要とする不十分なものだつたことを意味する。一方で醇親王は、廷議を早退したため、廷議の場で主稿を修正できなかつたはずである。醇親王が完成した主稿の内容を確認したのは廷議の翌日であり、その時には既に、署名済みである主稿に手を加えることは不可能だつた。

このような状況下で醇親王は、実際に提出した自身の上奏文で、李鴻章の求める訓令について具体的な提案をせず、交渉時にフランスが無理難題を押し付けてきた場合の対処法等に関して、後に軍機大臣と相談のうえ具申するとしている。そして、軍機大臣に「十一條の另紙」を送っている。換言すると、醇親王は主稿を修正する代わりに、自身の上奏文を書き換え、「十一條の另紙」を作成していたということである。

以上から、醇親王は、次のような思惑を持つて、自らの草稿を修正したと考えられる。最も望ましいのは、内容

に問題のある主稿を書き直すことである。しかし、それは不可能である。そこで主稿を補完するために、修正可能な自らの草稿に手を加える。そこには、李鴻章への訓令となる交渉時の対処法について、軍機大臣と相談して別途具申するとだけ記す。その上で、軍機大臣と意思疎通を図りつつ、「十一條の另紙」をもとに「條目」を別に作成する。そして「條目」に具体的な交渉条件を盛り込み、それを李鴻章への訓令の素案として補完を完遂させる、である。つまり、主稿に交渉時の条件面に関する提案が見られなくとも、四月十日の上諭に具体的な内容を持つ訓令を記すことを可能にした背景には、本章でみた廷議後の醇親王による一連の活動があつたと考えられるのである。

## むすびにかえて

李・フルニ工交渉を行うに到る過程は、決定事項の内容から、次の三段階に区分できる。第一は、西太后が交渉を行ふか否かを決め、諭旨を降すまでの段階、第二は、曾紀沢の解任方法を模索し、それを実行に移すまでの段階、第三は、廷議を開き、交渉条件を盛り込んだ四月十日の上諭を降すまでの段階である。

まず第一段階だが、邵循正や Eastman の研究では十分に解明されていなかつた、⑤軍電報が発せられるまでの経緯は、次のようなものだつたと考えられる。最初に李鴻章が、フルニ工の提示する条件について記した④李書簡を総理衙門に発送し、交渉に応じるべきであると献策する。同日中に李鴻章は、条件を②李電報でも報告する。②李電報を読んだ醇親王らは協議を開き、醇親王の主張する交渉を行うことで意見の一致を見る。その後、醇親王・

軍機大臣が召見の場で、主戦であった西太后を説得し、交渉の許可を求める。そして④李書簡の到着した二十七日、交渉を許可する諭旨が出される、と。ここから、次のことが言える。第一は、和平交渉を行うという構想は、李鴻章の発案によるものである。第二に、中央で李鴻章の構想に賛同し、諸公の協議等を通じて根回しを行い、西太后の政策決定に導いたのは醇親王である。第三に、醇親王らが主戦の西太后を説得した場と考えられるのは、召見である。

次に、第二段階では、第一段階と同じく、李鴻章から曾紀沢の即時解任の提案がなされる。ただし、ここでは醇親王・軍機大臣・總理衙門大臣が、李鴻章の提案にそのまま賛成せず、李鴻章の要求と、西太后の意向との間で折り合いをつけていた。これが、煩瑣な方法を用いて曾紀沢を解任した理由だつたと考えられる。そして第一段階でも、曾紀沢の解任は、実質的に四月二日の召見で決められていた。

最後に、第三段階では、醇親王、並びに二百名近い中央官僚の参加する廷議が開かれる。ここでは、公文書の上では廷議の結果である主稿を受けて、四月十日の上諭が降されている。しかし上諭の内容は、醇親王らが後始末に奔走した結果であり、これにより廷議の主稿に具体的な提案のない交渉条件を、上諭に盛り込むことが可能になつたと考えられる。

以上のように、李・フルニエ交渉に到る過程を、日記・書簡を用いて考察することにより、政策決定過程における醇親王の活動が具体的に現れてきた。それは、単に事態の推移を明らかにするのみならず、公文書という公式の記録からだけでは窺えない、曾紀沢解任の背景や、四月十日の上諭作成の舞台裏をも垣間見せるものである。そし

てそこからは、次の二点が指摘できる。

一点目は、政策決定の行われる場についてである。本事案では、第一・第一段階とともに、召見が政策決定に重要な役割を果たしていたと考えられる。また第一段階では、召見の場で醇親王らが西太后を説得していたと推察され、第一段階では、曾紀沢の駐仏公使解任に関する公文書（上奏文・上諭）が出される前に、召見で決まつた内容をもとに行動してよいとする電報が李鴻章に送られていた。これらは、垂簾聽政下の政策決定過程において、公文書の作成を前に、召見の場で政策が実質的に決まることがあり、かつその場が、西太后の政策決定に臣下が影響を及ぼしうる機会にもなつていたことを示しており、特筆に値しよう。

二点目は、政策決定過程への参加者に関するものである。本事案での参加者は、概ね（1）全ての段階に參加した醇親王・軍機大臣・總理衙門大臣、（2）第三段階の廷議にのみ參加した大多数の官僚、（3）第一グループに含まれる人物に意見を求められ、第三段階より前から參加していた翁同龢、の三つに整理できる。このうち第一グループは、交渉を行ふか否かという根本的な部分を決める段階から、彼らが協議してまとめた意見を、召見を通じて、西太后に口頭で直接具申することができた。一方の西太后も、交渉を許可するにあたり、彼らの説得を受け入れていたと考えられる。また、第三段階の廷議においても、主稿を作成したのは同グループ内の總理衙門大臣である。加えて、廷議後の後始末をしたのも、醇親王・軍機大臣であった。

これに対して第一グループは、交渉条件をつめる第三段階になつてはじめて參加していた。そして彼らは、既決の和平交渉を行うという枠組みの中で發言を求められ、廷議後に上奏するに止まっていた。<sup>(43)</sup> 最後の第三グループは、

早い段階から間接的に西太后へ自らの考えを伝えることが可能な立場にあった。しかしそれは、あくまで第一グループに属する人物を通じてのものだった。ここから本事案では、西太后による外交政策の決定に強い影響を与え、臣下側の中心となつたのは、第一グループの醇親王・軍機大臣・總理衙門大臣だったことが指摘できる。見方を変えると、召見を受けて西太后に意見を直接具申できる人物に、外交を職掌とする總理衙門の大臣を加えた集団が、外交政策の決定過程における臣下側の中心であつたということである。

今後は、本稿での考察を、他の事例と比較検討つつ、当該時期の政策決定のあり方を考えることが課題となる。その際には本稿において、西太后による政策決定が行われる場として機能していた召見の持つ意義を検討し、それに関わりうる人物の構成・性格を分析することが重要になる。それにより、清仏戦争時の外交政策をはじめとする、垂簾聽政下の清朝中央における政策決定の仕組みが明らかとなつてくるだろう。

#### 註

(1) 代表例に、坂野正高『近代中国政治外交史』東京大学出版会、一九七三年が挙げられる。なお、坂野が利用できた公文書の多くは『大清実録』等の編纂史料に収録されたものである。

(2) 拙稿「光緒帝の親政開始をめぐる清朝中央の政策決定過程」『歴史学研究』(掲載予定、巻号未定)。

(3) 本稿における年月日は基本的に旧暦を用い、必要に応

じて新暦を( )で補う。

(4) 北京政變とは、ベトナムのソンタイ・バクニンで、フランス軍に敗戦したことを口実に西太后が断行した、全軍機大臣の罷免、及びそれに伴う人事の刷新である。詳しくは、宝成閔「略論光緒甲申朝局之變」『史學月刊』一九八一五、一九八八年、五四〇五九頁／丁名楠「十九世紀六十至九十年代清朝統治集團最高層内部鬭争概述」『近代史研究』一九八二一一、一九八二年、一五三〇一七四頁を参

照。また、政変と清仏戦争の関係を考察したものに、郭衛東「甲申政潮与中法戰爭」『歴史教学』一九八八年、一九八八年、六〇九頁／孔祥吉「甲申易枢与中法戰爭」同『晚清史探微』巴蜀書社、一〇〇〇年、三一六～三三三五頁がある。

(5) 宝前掲論文、五六～五七頁／丁前掲論文、一六六～一六八頁をはじめ、中国の研究に多く見られる。醇親王が政界で重きをなした根拠としては、政変の翌日に出された、軍機大臣に重要案件を醇親王と相談するよう命じた懿旨(以下、光緒十年の懿旨と呼ぶ)が挙げられてくる。なお懿旨原文は、「軍機處遇有緊要事件、著會同醇親王奕譞商辦」である〔中国第一歴史檔案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』十、広西師範大学出版社、一九九六年、六三頁、一六二文書(以下、〈一六一〉のように表記する)〕。

(6) 『樸園越議』については、翁萬戈輯『中法越南之爭』(翁同龢文叢編之四)藝文印書館、一〇〇二年に付された「序」で、孔祥吉による詳しい解説が施されているので、そちらも参照されたい。

(7) 光緒十年三月までの経緯については、坂野前掲書、三五〇～三五六頁／岡本隆司「属國と保護のあいだ」『東洋史研究』六六一～一〇〇七年、一～三二頁等を参照。

(8) 主要なものに、故宮博物院(編)『清光緒朝中法交涉史料』故宮博物院、一九三三年(沈雲龍(主編)「近代中国史料叢刊」文海出版社、一九六七年、第一五輯一四九所収)／中央研究院近代史研究所(編)『中法越南交涉檔』中央研究院近代史研究所、一九六二年が挙げられる。

(9) 清仏戦争研究の一環として、坂野前掲書、三五七～三六一頁／彭沢周「湘淮兩派閥の鬭争と清仏の越南交渉」『大阪外国语大学学報』十、一九六一年、一〇三～一二五頁／Eastman, L. E. *The Throne and Mandarins: China's Search for a Policy during the Sino-French Controversy 1880-1885*. Cambridge Mass. Harvard University Press, 1967, pp.108-136／李恩澗「曾紀沢の外交」中央研究院近代史研究所、一九六六年、一八四～二四五頁／邵循正『中法越南關係始末』清華大学、一九三五年、一四九～一六六頁(再版：一〇〇〇年、河北教育出版社。頁数は、これによる)等、多くの研究がなされている。なお坂野と Eastman は、本事案を政策決定過程に、清議(都察院や翰林院の中堅官僚等による、儒教の伝統観念に基づく政治的議論)の影響をはつきり反映した事例とした上で考察を進めている。清議については、坂野前掲書、三三三三頁／Rankin, M. B. "Public Opinion and Political Power: Qingshi in Late Nineteenth Century

*China*" *Journal of Asian Studies* 41-3, 1982, pp. 453-484等を参照。

(10) ① 李電報に、「粵稅司<sup>デトリンガ</sup>崔琳〔天〕津に到りて密かに稱するに『法<sup>フランクス</sup>水師提督(フルニエ)』と晤ふに、兵船を調して華に入り、將に一大口岸を奪踞して質と爲さんとす。若し早く講解すれば、本國に電請して兵を止めること可ならん」等語あり。「フルニエが」説帖を呈するを俟ち、再び鉤署(總理衙門)に緘致せん」とある。[『清光緒朝中法交渉史料』卷十三、十葉表、(四一九)]。なお、本稿で引<sup>用</sup>する史料の書き下し・解釈における( )は引用者による説明、「」は同じく文意を明確にするための補足である。

(11) ④ 李書簡は、『清光緒朝中法交渉史料』卷十三、二十一葉表、(四三八)に収録されている。

(12) ③ 上諭は『清光緒朝中法交渉史料』卷十三、十七葉裏、(四三二)に収録されている。該當箇所の原文は、「(前略..)① 李電報を引用する。それについて)自係爲保全和局起見。著李鴻章通盤籌畫、酌定辦理之法、即行具奏。(中略)若李鴻章再如前在上海之遷延觀望、坐失事機、自問當得何罪。此次務當竭誠籌辦、總期中法邦交從此益固、法越之事由此而定、既不別貽後患、仍不稍失國體、是爲至要」である。

(13) 邵前掲書、一五一頁。

(14) Eastman 前掲書、一一一頁。

(15) 坂野前掲書、三五八頁。なお四つ目の条件に関して、フルニエから李鴻章へ来た書簡には、「法國は中國に向かひて兵費を償ふを索めんと欲す」と記されている。[『清光緒朝中法交渉史料』卷十三、二十五葉表、(四三八)附件一]。

(16) 來信進呈、奉旨「事屬可行、許其講解」欽此。望將此意電知福<sup>フ</sup>魯、並展期十餘日。俟貴處將二十五日交議覆奏到時、會議請旨、即行電知。簡明條約可在津定。(中略)希酌、總以無損國體爲要。曾大臣本係連任、年限屆滿、留撤僕由內酌。三月二十七日。

(17) 前出『清光緒朝中法交渉史料』(四三八)に「德<sup>デトリンガ</sup>稅司に據りて云ふに『福<sup>フ</sup>魯は』」(デトリンガ—引用者註)に八日の内烟臺に在ありて信を候つを要約せん」と。如し廷議してその講解を許すならば、應に先に回信を給するを請はん」とある。

(18) この「會議」が廷議を指すことは、『翁同龢日記』光緒十年三月廿七日に「北洋の覆到るを俟ちて廷議せん」とあることから判明する(後掲史料3の末文)。

(19) 曾紀沢の駐仏公使解任については、李前掲書、二二六

頁参照。總理衙門の上奏は『清光緒朝中法交渉史料』卷三、三十七葉、〈四五七〉に、上諭は同〈四五六〉に収録されている。

(20) 李鴻章の覆奏については、坂野前掲書三五九頁参照。

覆奏は『清光緒朝中法交渉史料』卷十四、一葉表、〈四六六〉に収録されている。

(21) これは『清光緒朝中法交渉史料』卷十四、三葉表、〈四六七〉に収録されている。

(22) 一つ目は『中法越南交涉檔』三、〈七八八〉、二つ目は

同〈七八九〉に収録されている。

(23) 坂野前掲書、三五九頁参照。なお、ここで醇親王が廷議への参加を命じられている理由には、光緒十年の懿旨の存在(註(5)参照)が考えられる。

(24) 本日奉旨「會議李鴻章遵旨覆陳一摺、經本處奏准、定由總理各國事務衙門主稿」。

(25) 『翁同龢日記』光緒十年四月初八日に、「余(翁同龢)内閣に到るに孫・張兩公(孫家鼎・張家驥)と偕に入るに、勵貞勤(貞勤突勤)。後の慶親王(後)は待つこと已に久しうして先に散するも、樞廷・總署の諸君(軍機大臣と他の總理衙門大臣)は皆在り」とある。

(26) 提出された上奏文は、醇親王のものが『清光緒朝中法交渉史料』卷十四、十五葉表、〈四九〇〉、總理衙門が起草し、皆が署名したものが、同〈四九一〉に収録されている。また別奏も、同〈四九二〉以下に収められている。

(27) 上諭は『清光緒朝中法交渉史料』卷十四、十四葉表、〈四八七〉に収録されている。

(28) 法總兵福祿諾者、致書北洋、畧言分界可讓諒山等五城、兵費亦可讓、撤督使。法人甚惡之。邸意以爲可就此轉圜、諸公議皆一轍、昨字寄・今電寄與北洋、卽申飭之、復令設法母損國體且與譲說也。似聞天意稍回、將俟北洋覆到廷議。

(29) 昨合肥電來、彼中有福祿諾者(丘官)。與李有舊、願從中調處(劃界、通商、不索費)。蓋彼亦自料持久不易。故裝一引而不發之態、藉福轉圜、得利卽下場耳。揆度邊防之不盡可靠、華軍之屢敗難支、不得不姑允此舉。前(廿五日)已飭李統籌全局(旣不別貽後患、亦不稍損國體云云、係不才添寫、恐難字字作到)、俟日內摺到、即請交廷議、或從此暫定全局(今日到、明日議、大後日復奏。……)。

なお、本稿で引用する史料の原文・書き下しにおける( )は、史料の著者による小註であることを示す。

(30) 皇帝・官僚間での情報伝達・決裁の過程に、電報が日常的に使用されるようになるのは、一八八〇年代前半のベ

トナム問題への対応が契機になつてゐるという。詳しく述べて、千葉正史『近代交通体系と清帝国の変貌』日本経済新聞社、二〇〇六年、九五〇一〇二頁参照)。なお、本事案の賠償金問題では、醇親王の認識が、フランスは「費を索めず」だった(史料4)のに対し、フルニエからの書簡には「兵費を償ふを索めん」とあった(註(15)参照)。

他方翁同龢は、

同問題では、清が讓歩せねばならないという正確な情報を得ており(史料3)、「翁同龢日記」光緒十年四月初二日に

も「書を樸園(醇親王)に置くに、言はく『費を索むるの一節は恐らく未だ免ることあたはず』」と。回書に果たして云はく「福晉云ふところの『讓』は『非免』なり」という記載がある。このように電報の使用によって情報が錯綜し、清仏どちらが讓歩するのかについて、誤解も生じていたようである。

(31) この書き加えが行われたという事実は、軍機処が職掌として携わる上諭の作成に、醇親王が関わっていたことを示しており興味深い。なお軍機処が、上諭の作成に携わっていたことは、臨時台灣旧慣調査会「清國行政法」臨時台灣旧慣調査会、一九一四年(復刻本、汲古書院、一九七二年)一巻上、二〇六頁等参照)。

(32) 必在越定局者、一則我向不預其内政、一則倘法多佔便

宜、係願許、我有退歩矣。鄙見如此、丹以爲然、責則不甚許可、亦別無他策也。廿五日廷寄合肥〈未錄有底子〉。

(33) 軍機大臣への召見については、『清國行政法』一巻上、二〇四頁等参照)。

(34) 「翁同龢日記」光緒十年三月廿五日に「見起(召見)は昨の如し」とあり、前日の廿四日に「是日四起あり、前二起は復た記名の人員を帶せしものにして、次醇邸、次軍機なり」とある。

(35) 茲將日前電覆一件附閱、仍望見還(法人深惡勘剛、上意則以不能因彼語輒撤。故電末云々)。三月廿九日

(36) 坂野前掲書、七頁によると、皇帝は、軍機大臣に口頭で指示を出して、上諭を起草させていたという。これは皇帝が、諭旨を降す際に、軍機大臣を召見していたことを意味する。ここから、垂簾聽政下である本事案では、西太后が諭旨を降すにあたり、軍機大臣、さらには光緒十年の懿旨に基づき醇親王を召見していたと考えられよう。

(37) 原文は、「若待曾侯年滿撤回、福晉必不見信。倘彼遲疑不來、或俟伊國兵船大帶北駛要挾、再將曾侯調開、轉失國體。」である(顧廷龍・戴逸(主編)『李鴻章全集』三十三、信函五「致總署議易法使」安徽教育出版社版、二〇〇八年、三八四頁)。

(38) 鴻章仍堅執未講先撤使爲不可行。德稅司辭去、晚間又送呈一函、詞意諄懇、未便壅于上聞、謹照抄奉閱、應如何酌辦之處、伏候迅速裁奪施行。

(39) 廿九來信進呈。總署現擬請令出使德國李大臣暫兼法使。

緣李大臣以屆期滿、應行更換、嗣後德・法兩國、卽請以一使兼充。定於初四日具奏、奉旨後即行電知。至曾大臣暫令辦理英・俄兩國使務、俟薛福成等到京酌定後、卽行更換。

貴處卽本此意辦理可也。

(40) 日來腹疾爲祟、氣餒・身熱、以故乞暇三日。乃前日集議、昨復看摺、從容服藥僅一日耳。譯署疏底太空、竝未條答、無恠不盡押至冊人之多、紛呶門奇、諺須目迷五色。久坐頭暉、遂先散出、未聆宏論歎甚。茲將另擬摺稿〈前稿不暢、故易之〉送閱外、有十一條另紙證諸同事、俟今日各另摺發下、擇要與鄙見彙單呈覽。

(41) 原文は「樸園來書、竝以擬藁見示。仍主講矣」である。

(42) 原文は「非臣一得之愚、所能綜覈無遺者、容與軍機大臣實力會商、分列條目、恭呈慈覽」である「前出『清光緒朝中法交涉史料』（四九〇）」。

(43) 本事案では、廷議にだけ参加した大多数の官僚の意見が、西太后による政策決定の内容を直接左右した様子は窺えないので、そして、坂野・Eastman が政策決定への影響を指摘した清議も（註（9）参照）、廷議に参加するに止まっていた。したがって、本事案における清議の影響は、第三段階の廷議で意見を述べ、醇親王らを廷議後の後始末に奔走させるという形で現れたと考えられよう。

〔付記〕本稿は、平成二〇年度懐徳堂研究出版助成による研究成果の一部である。